

鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金交付要綱

制定 平成22年4月1日付第200900206756号
鳥取県農林水産部長通知
改正 平成23年4月1日付第201000186904号
改正 平成24年3月27日付第201100198941号
改正 平成25年3月5日付第201200184730号
改正 平成26年3月31日付第201300210176号
改正 平成29年4月1日付第201600189373号
改正 平成31年1月7日付第201800269356号
改正 平成31年3月20日付第201800333763号
改正 令和元年9月18日付第201900149978号

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「鳥取地どりピヨ」（以下「鳥取地どり」という。）とは、シャモの雄とロードアイランドレッド種の雌を鳥取県中小家畜試験場で交配させてできた交雑種の雄に、白色プリマスロック種の雌を交配させてできた鶏をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、鳥取地どりの生産振興とブランド化を推進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じた額以下とする。

3 なお鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明

らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第6条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から起算して20日が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助対象経費の増額及び2割を超える減額に係るもの以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合においては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合においては、交付決定を受けた補助事業等の完了年月日の属する年度の翌年度の4月10日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（処分を制限する財産）

第9条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は公用の増加額が50万円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があると認められるもの。

3 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

(提出書類の部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、1部を提出するものとする。

(財産の管理)

第11条 規則第25条第2項第4号の知事が別に定めるものは、本補助金により整備したものとする。

(収益納付)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から20日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(書類の保管)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、規則第25条第2項ただし書の期間を経過するまでの間、様式第5号による財産管理台帳その他関係書類を整備・保管しておかななければならない。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県農林水産部長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度事業から適用する。

附則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年3月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年1月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月20日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附則

この要綱は、令和元年9月18日から施行し、令和元年度事業から適用する。

別表

1 補助事業	2 補助事業者	3 補助対象経費	4 補助率
1 鳥取地どりブランド生産拡大支援事業	鳥取地どりの生産規模拡大を行う者又は生産を開始する者	施設整備費(鳥取地どりの生産に必要な飼養施設、排せつ物処理施設等を対象とし、既存施設等の撤去、土地の造成、管理棟・倉庫等の汎用性の高い施設の整備に係る費用は含まない。なお、県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りではない。)	ア 総事業費が1億円を超えるもので、3人以上の新規雇用を伴う場合にあつては1/10以内 イ 上記ア以外の場合は1/3以内(ただし、法人、認定農業者または認定就農者の場合の補助限度額は1千万円、その他の個人または任意団体の場合の補助限度額は200万円とする。)
	鳥取地どりを生産する者又は生産を開始する者	機械整備費(鳥取地どりの生産性を向上させるため、鶏舎及び食肉処理施設等における飼養環境の向上、飼料費の低減、労働力の軽減、排せつ物の適正な処理及び間接的に前記の飼養環境の向上等に資する機械を対象とする。ただし既存機械の単純更新は対象としない。)	
2 鳥取地どりピヨ食鳥処理支援事業	株式会社鹿野地鶏	食鳥処理技術を備えた人材確保のための経費(研修費、講師招聘費、資格取得に係る講習会受講費等、食鳥処理技術の向上に資する経費を対象とする。)で、平成31年4月1日以降にかかったもの	1/3以内

様式第1号（第5条、第8条関係）

年度鳥取地どりブランド生産拡大支援事業実施計画書（実績報告書）

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（実績）

（1）鳥取地どりブランド生産拡大支援事業

1）施設整備

ア 飼養計画（実績）

畜産経営体の住所・氏名	飼養羽数		備考
	現在	計画 (○年後)	
	羽	羽	

イ 施設整備計画（実績）

設置場所	整備内容	棟数	構造・面積	単価	事業費	備考
			m ²	円	円	
計						

2）機械整備

機械整備計画（実績）

設置場所	整備内容	棟数	規模・能力	整備効果	単価	事業費	備考
					円	円	
計							

（2）鳥取地どりピヨ食鳥処理支援事業

食鳥処理技術向上計画（実績）

対象人数	事業内容	事業費	備考
人		円	

3 新規常時雇用者数（鳥取地どりブランド生産拡大支援事業の総事業費が1億円を超える場合のみ記載すること）

区分	昨年度（A）	今年度（B）	増減（B－A）	備考
雇用者数	人	人	人	

注1：雇用者数は、県内事業所における勤務者数を記載すること。

4 経費の配分及び負担区分

区分	総事業費 (A) + (B) + (C)	負担区分			備考
		県補助金 (A)	事業主体 (B)	その他 (C)	
	円	円	円	円	

5 事業完了（予定）年月日

6 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

7 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取扱いについて、「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○をしてください。

8 その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。

※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。

9 添付書類

(1) 申請時にあっては、積算根拠が分かる書類（見積書等）、実績報告時にあっては、

- 支出内容が分かる資料（契約書、領収書等）
- (2) 鳥取地どりブランド生産拡大支援事業のうち、施設整備を実施する場合にあっては、実施（変更、出来高）設計書、機械整備を実施する場合にあっては、整備する機械の概要が分かるカタログ
 - (3) 鳥取地どりブランド生産拡大支援事業を実施する場合には、施設、機械の設置予定場所（設置場所）を示す地図
 - (4) 鳥取地どりブランド生産拡大支援事業を実施し総事業費が1億円を超える場合で、かつ、事業実施年度において補助事業者が3人以上の新規雇用を行う場合にあっては、労働基準法（昭和22年法律第49号）に規定する労働者名簿の写し
 - (5) その他知事が指示した資料

様式第2号（第5条、第8条関係）

年度鳥取地どりブランド生産拡大支援事業収支予算（決算）書

1 収 入

区 分	本年度 予算 (決算) 額	前年度 (本年度) 予算額	差 引		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
事業主体					
そ の 他					
合 計					

2 支 出

区 分	本年度 予算 (決算) 額	前年度 (本年度) 予算額	差 引		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

(注) 区分欄の記載方法は、別表に掲げる補助対象経費の区分によるものとする。

第 年 月 日

様

鳥取県知事 氏 名 印

年度鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業
本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額	金（別 記）円
（2）交付決定額	金（別 記）円
- 3 経費の配分
本補助金は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 本補助金の額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金交付要綱（平成23年4月1日付第201000186904号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第4条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。
- 5 補助規程の遵守
本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第4号（第8条関係）

年度鳥取地どりブランド生産拡大支援事業に係る
仕入控除税額報告書

番 年 月 日 号

様

補助事業者名

年 月 日付 第 号により交付決定通知があった年度鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金について、鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金交付要綱第8条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく確定額
(令和 年 月 日付 第 号により額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額） | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 要補助金返還相当額
(3-2) × 補助金の確定額 / 当該確定額に係る補助対象経費の額 | 金 | 円 |

(注) (1)別紙として、間接補助事業者別に判断できる資料を作成し、添付すること。
(2)その他参考となる書類を添付すること。

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名		地区		事業実施年度		年度		補助金名									
事業種類	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目 (事業細目)	事業主体	工種構造 施設区分	施行箇所 又は 設置箇所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担の区分				耐用 年数	処分制 限年月 日	承認 年月日		処分の 内容
									国庫 補助金	県 費	市町 村費	その他					
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権等の認定権者の名称または補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合は、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。